（適格機関投資家等特例業務に係る届出）

第二百三十六条　法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第三百四十八条第三項において同じ。）に提出しなければならない。

2　［略］

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条　法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　前条第一号に該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　法第二十九条の四第一項第三号（重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

［(1)～(5)　略］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［略］

四　前条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

［イ～ホ　略］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項又は第六十六条の六十一第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［略］

［五～九　略］

2　［略］

（適格機関投資家等特例業務に係る届出）

第二百三十六条　法第六十三条第二項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十号により作成した適格機関投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第三百二十七条第三項において同じ。）に提出しなければならない。

2　［同上］

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

［(1)～(5)　同上］

(6)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7)　［同上］

四　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項又は第六十六条の四十第一項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト　［同上］

［五～九　同上］

2　［同上］